

第1回人吉市子ども・子育て会議 議事録

日 時 平成26年1月29日(水) 13時30分～16時

場 所 市役所本館3階議員控室

出席者	会 長	中島 靖	副会長	山縣 仗子
	委 員	宮本 稔也	委 員	戸川 正洋
	委 員	増田 隆二	委 員	尾方 節
	委 員	渡辺 美雪	委 員	平山 猛
	委 員	涌水 邦英	委 員	東 覚
	委 員	原口 昌幸	委 員	中津留敏之
	委 員	松舟 政浩	委 員	長船 法文

市 長 田中 信孝

欠席者 委 員 田中 照久

事務局	健康福祉部長	松岡 誠也
	健康福祉部次長	中川 一水
	福祉課長	村口 桂子
	福祉課児童福祉係長	池田 達城
	児童福祉係 主任	簗毛 秀行
	保健センター 所長	丸本 昭
	保健センター 次長	大柿 伸子
	保健センター 主任	西 由紀子
	教育部長	井上 祐太
	教育部次長	東 俊宏
	学校教育課 課長	橋本 辰治
	学校教育課 指導主事	才藤 紳二
	学校教育課 教育係長	古賀 真司
	社会教育課 生涯学習係長	戸高 浩文
	社会教育課 社会教育指導員	平井ゆきの

会議内容

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長、副会長選出
- 5 議題

- ① 子ども・子育て支援法及び新制度について説明
- ② 人吉市子ども・子育て基本条例及び施行規則について説明
- ③ 平成24年度次世代育成支援行動計画（後期計画）の実績及び25年度計画の検証
- ④ 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査の内容協議
- ⑤ その他
 - ・会議の目的と今後のスケジュール
 - ・次回の開催日程について

資 料

- 1 子ども・子育て関連3法について
- 2 人吉市子ども・子育て基本条例及び施行規則関係
- 3 人吉市次世代育成支援行動計画（後期計画）ダイジェスト版（写し）
- 4 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査要項（案）
- 5 今後のスケジュール

※ 事前送付分

- ・平成24年度次世代育成支援行動計画（後期計画）の実績及び25年度計画書
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査（案）

発言要旨

- 1 事務局で開会
- 2 市長から委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長・副会長選出

事務局より会長選出について、選出方法等についてお尋ねしたが、意見なし。

事務局案を提案。

事務局：会長に校区公民館長連絡協議会 会長 中島 靖 氏、副会長に人権擁護委員協議会 副会長 山縣仗子 氏を提案。

委 員：異議なし。

会 長：会長あいさつ

議題① 子ども・子育て支援法及び新制度について

事務局：説明

涌水委員：新制度について、詳しくご説明いただいたところですが、教職員に関する説明がどこにも書いてありません。幼稚園の場合は幼稚園教諭の免許、保育園の場合は保育士免許が必要。この制度では、幼稚園教諭と保育士の二通りの職員を雇はないといけないという状態が出てくると、これをどのような考えているか。それから、今、学童保育というものもやっておりますが、

これは免許も何もなくてよい、だから子どもの好きな方にやっ
てもらっております。しかし、幼稚園・保育園の場合には必ず
そういう免許というものが必要になります。こちらあたりはど
のようにお考えなのかお尋ねいたします。

事務局：一番気になる部分が設置要件だと思います。広さ、あるいは職
員の資格・人数、それと公定価格というところが、大変気にな
るところではございますけれども、現在まだ内閣府の子ども・
子育て会議で審議をされておりました、正式にはまだ下りてき
ておりません。3月の末から遅くとも4月の頭には示すという
ことで、国のほうから言ってくるので、これは市町村
で決めるものではございませんで、国のほうで決めることにな
っております。わかり次第、この会議のほうでお知らせをして
いきたいと思っております。

涌水委員：そういう中途半端なことでこれを表に出していいんですか。
4つの区分に分けてあるようでございますけれども、補助はど
れだけ出すとか、7000億円の金はどうにかなるというよう
なことは書いてありますが、その7000億円はどんな形で配
分するかとか、そういうことが言ってもらえなければ、なかな
か踏み切れないという状況にあるような気がする。たとえば私
は幼稚園ですから、厨房もありませんし、子どもを昼寝させる
部屋もございませんし、その分を建て増ししなくてはいけない。
そうなりますと今度は運動場が狭くなる。そうしますと指定に
合わない。他に移転するというだけの予算は持っておりません
ので、だからそういう形等のことも出てくるんじゃないか、そ
ういうふうに課題が大きすぎると思うんです。これを5月まで
には決めてほしいというふうに、聞いたんですけれども、そこ
ら辺りはどんな取り組みをされているのか、お聞きしたいと思
います。

事務局：ご質問がありましたとおり、本当に肝心なところが示されてい
ないので、運営をされる側にとっては、判断がとても難しいと
いうようなことで、保育園・幼稚園様のご意見は確かに聞き
しております。なにせ、内閣府の方で定めることになっており
ますので、これが下りてこないことには、お伝えすることがで
きない状態でございます。今現在は国から出ている制度の概
略をご説明させていただきまして、またそこがわかり次第、介
護をこれから随時行ってまいりますので、次々と出ました情報
につきましては、お伝えをさせていただきたいと思っております。

ころでございます。今の段階では正式には出ておりません。

涌水委員：3県、宮崎県とか鹿児島県とかの状況をお聞きしましたら、なかなか申し込みがないと、ということは結局、内閣府から具体的なことは何も出ていないということが一番の大きな原因じゃないかと、そういうことは人吉市から内閣府に対して請求することはできないんですか。

事務局：内閣府の子ども・子育て会議の委員の方がそれぞれ、今日お越しの方々な代表のような形が、たとえば保育園の全国の代表の方でしたり、幼稚園でしたり、いろんな方が出ていらして、そういうお話は随時内閣府の方に伝わっているというふうには聞いておりますので、一市から急いでほしいということは、当然県とかにはしているわけですが、そこは十分お分かりなうえで早急という形で急いでおられるという話は、県からもうかがっているところです。

涌水委員：子供一人に対して1.5坪とか、校舎の方も決まっておりますが、そんなのも崩して行って、やりやすいような方向に行っていただくと、これに賛成していただく方も非常に多いんじゃないかとおもいますけれども、現状のままでどうのこうのというのは、大変なことだと思ったところでございます。どうか中央の方にも少しは運動していただくようお願いして、終わりたいと思います。

平山委員：質問というよりも、保育園連盟としての意見ですけれども、今縷々説明がありましたけれども、国の方では法律も決まっています、準備という形で、どんどんどんどん進んでいるところでございます。我々もそういった中でいろいろな準備をしていかななくてはならないということで、涌水先生もおっしゃいましたが、決定したところはまだ出ていない状況で、どうしてごさいというの、なかなか決めにくいんじゃないかというところでございますけれども。ただ、先ほど市長もおっしゃいましたが、環境の中で子どもが育っていくというところにおきまして、今からこの会議を、市町村におきましては努力義務というところで、設置をしていただきまして、本当に感謝をしているところです。そういった中で、これから子育てをどうしていくかをということを考えていくことが、大事な事かなと、考えております。今、保育園・幼稚園に出されているご家庭、また、小学校に行っているご家庭とか、これから子どもを育てていかれ

る若い方々また、新規で生まれてくるというようなこととか、一緒に考えていく人吉のこと、国が考えたことも大事ですけれども、人吉で考えていくということはもっと大事なことで、合計特殊出生率が人吉は2.07ということで、横ばいということですね、子どもも生まれているという状況だということですので、その子たちが本当にいい環境の中で育っていただけますように、この場でご協議いただきながら、作っていただければありがたいなと、思っているところです。保育園におきましても、こども園になるならないにかかわらず、そういった連携ということはずっと続けていきながら、皆様と一緒に作っていただければいいなと思っているところです。

議題② 人吉市子ども・子育て基本条例及び施行規則について

事務局：説明

宮本委員：未成年後見人について、条例第2条2号の保護者の定義が、親権を有するもの又はその者に代わり子どもを育てる立場にある者をいう。とありますが、児童福祉法とか児童虐待防止法では、表現が親権者及び未成年後見人で監護を行う者と、そういった表現がされていて、この2号の保護者で未成年後見人は、これに解釈上入るのかな、という懸念がございます。お申しますが、いろんな後見等をやっておりまして、この文言が入ってないとたとえば金融機関であった場合に、保護者じゃありませんよ。ということでいろんな手続きが進まないことがあります。非常にソフトな表現をされているんだろうと思うんですが、これは解釈上入れてよろしいかどうか、もしくはこの中の拡大解釈をするならば、地域住民とか事業者ということで、入れていいのかと、そういう解釈についてお伺いしたい。

戸川委員：確かにその者に代わり子どもを育てる立場にある者と、拡大解釈される児童福祉法では子どもを現に監護している未成年後見人も入るということで書かれているんですかね。たとえば広く言うと児童福祉施設長とか若しくは、そういった未成年後見人でない方で、子どもを現に監護している者を含むのかどうかというところですかね。

宮本委員：解釈の拡大のいわゆる限界域というか、未成年後見人は入れてもいいのかな、と私は個人的には思うんですが、となると今おっしゃっている方もどうなのかということなんです。

事務局：基本的には、そういう方々も入るといふふうには作らせていただいております。

議題③ 平成24年度次世代育成支援行動計画（後期計画）の実績及び
25年度計画の検証

事務局：説明

松舟委員：3ページの7番の子育て親育ち講座を実施されているということですが、参加者数とかメンバーはどういった方々が参加されたのかお尋ねします。

事務局：平成24年度におきましては、5月から6月までと9月から11月までの期間に8回ずつの講座を実施しておりまして、毎回10名の方に参加していただいております。また、対象者につきましては、3歳未満のお子さんを持つお母さんを対象としております。平成25年度につきましても、年2回の講座を実施し、それぞれ10名ずつの参加をいただいております。

議長：他にご質問はございませんか。
では、以上のような内容で承認いただけますでしょうか。

委員：はい。

議長：では、異議なしということで、承認とさせていただきます。

議題④ 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査の内容協議

事務局：説明

戸川委員：最後の人吉市のほうで独自にお作りになった問31からの質問なんですけれども、おそらく流れとしては子育てに関して、不安あるいは負担感を感じていると、いうことでお聞きになって、その負担感がある方については、その32で特に負担に思っていることや悩んでいることはどんなことがありますか。という流れになっているのかなと思います。そして、問33で、今度は子育てに自信を持ってないことがありますか？ということでお尋ねになっております。それで4つほどあるんですけど、ひとつは問33で、せつかく、はい、いいえ、何とも言えない、とい

うご返事があったということであれば、1.はいと答えた方についてですね、おそらく不安とまた自信が持てないのというのは意味が違うと思うんですね。不安というのはこれはどうしようかなということですが、自信が持てないというのは、もう出来ないとか、もう自分としては匙を投げたいとかもう投げてるとか、そういったことかな、ですから虐待に繋がっている。不安の場合は繋がっている可能性そういうことだろうと思いますので、そうしたほうがいいのかと思います。そういうことで、例えば問33で1.はいと答えた方に、自信が持てない理由、例えば配偶者いわゆる夫の協力が得られないとか、若しくは子どもが不登校・非行若しくは障がい児であるとか、若しくは子どもとうまく関係が作れないとか、今結構多いですよ、ですからもう子育てはできないとか、子育ての方法、実際問32にも出てきますけど、子どもの育て方がわからないということですね、若しくは最後にその他というふうにカッコ書きで、そういう聞き方をしてはいかがかな、という気がしました。それから、問32で不安に思っている項目が13項目ほど書いてございます。その中で9番目、「子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない」と、これはおそらく配偶者とか、祖父母、とかいろんな身近な人が、子育てに関して自分の苦勞を理解してくれないというようなことだろうと思います。ですから、よければこの後に、カッコ書きでそれは配偶者なのか、祖父母なのか、その他なのか、その分類をしていただいたほうが、より細かく追跡ができるのかなと思いました。それと、10.の子どもの不登校や非行と書いてありますが、この中にもう一つ障がいというのが、いわゆる障がいを抱えた親御さん、子育てにおそらく不安を感じておられる。これは下のほうの問33にも繋がってくるかもしれませんが、障がいというものもあるのかなという気がします。それと、最後に問34あなたは子どもを虐待しているのではないかと思うことがありますか。この虐待なんですけど、今ほとんどの方が虐待について、ご承知になっていると思うんですけれども、一般的にまだ知られてない方もいらっしゃると思います。児童虐待防止法では4分類してありますが、その中身についてまだご存じでない方もいらっしゃると思います。昨日も水俣市のある会議に出まして、委員さんのほうからネグレクトってなんだい？というようなご質問が出たんですね。それとか心理的虐待でどういうことかというようなですね。具体的に言いますと心理的虐待には最近DVも入るわけですね。いわゆるDVをしている現状を見せる、子どもの前で配偶者に暴力を振るう。これは当然心理的虐待ですよということで、そういっ

た児童虐待防止法に規定がされている、子どもが怯えるような暴言をすとか、逆に無視をすとか、若しくは閉じ込める、いろんな所、トイレとか押入れに閉じ込めるとか、締め出す、戸外に締め出すとか、DVを見せつけるとか、こういったことを注意書きで書いてたほうがわかりやすいという気がしました。その4点です。

事務局：貴重なご意見大変ありがとうございました。そのように、修正をかけさせていただきます。

増田委員：今の項目の追加で、障がいについては、不登校と非行という欄にではなく、別項目で、同一ではないので、追加していただきたい。

事務局：はい、もう1項目追加します。

増田委員：それから、もう一つ、回収率が50%を想定されてますけど、20ページに及ぶアンケートは保護者にとって、前回負担だったものですから、前はどのくらいだったのでしょうか。

事務局：前は65%でございました。

増田委員：みなさん頑張って書いたんですね。

長船委員：就学前児童が対象となっているようですが、今度1年生になる子にも出すんですか。

事務局：調査対象者は、小学生以下の子どもさんをお持ちの家庭になります。男女はランダムになりますし、子どもさんが複数たとえば3人とかいらっしゃるご家庭には、どのお子さんが対象となるかわかりません。

長船委員：発達障がいとかのある子どもさんの親御さんもいるわけですね。

事務局：はい、その可能性はあると思います。

議長：抽出された児童のほうに行くわけですね。19ページありますが、こういったことで子ども・子育て支援のニーズ調査案ができております。いくらか修正といたしますか、ご意見をいただきましたけれども、その他ご質問ございますでしょうか。

宮本委員：私たちが調査を行うんですが、問11のところ、自由記載欄で、私どものデータでは、問36のように点書きのほうが、記載の割合が上がる傾向なんです、よければ、わからないんですけども、点書きのほうが書きやすくなるみたいなんですよ。

事務局：ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

議長：その他のご質問はどうでしょうか。

中津留委員：一保護者としてこれが送られてきた場合にですね。もちろん協力させていただくという気持ちはあるんですが、さきほどおっしゃったようになかなか大変というのもあるんですが、冒頭市長がおっしゃったのが、いじめに対しては断固、市として対応するということも踏まえてこれを出されるかと思うんですけども、いじめに関しては何かアンケートがあるのかな？と思ひまして、単純に一保護者としてお尋ねします。

橋本課長：いじめ関係については、現在心のアンケート調査というのを、例年やっております、学校のほうで直接子ども達一人一人に聞く調査がございます。そちらのほうで把握ができるということで、ここでは聞いてはおりません。広がりがありにも大きくて収集がつかないものですから、そういう点では学校のほうだけの集約で今のところ調査しているところです。以上です。

議長：よろしいでしょうか。

中津留委員：冒頭で市長がおっしゃったものですから、いじめについて強調されてたもので、その割には？と思ひまして、質問しました。

議長：心のアンケート調査を実施されるということで、こちらのほうにも報告があったらと思ひます。他にございせんでしょうか。

委員：なし。

議長：無いようでございますので、修正を含めまして、ご承認いただけますでしょうか。

委員：異議なし。

議長：ありがとうございました。これで調査を進めていただきたいと思います。

ご承認ありがとうございました。

では、最後に会議の目的と今後のスケジュールについて事務局をお願いします。

議題⑤ その他

- ・会議の目的と今後のスケジュール
- ・次回の開催日程について

事務局：次回の開催日程と開始時間等について提案し、事務局に一任されるということで、承認された。

審議結果

議題①及び②については、説明事項。

議題③については、原案のまま承認。

議題④については、ニーズ調査の内容の一部に、修正を加えて実施することで、承認。